

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町（以下「関係市町」という。）の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 関係市町の副市町長（副市町長を置かない市町にあつては、当該関係市町の長が指名する職員）
- (2) 関係市町の議会の議員
- (3) 関係市町の企画・財政担当部課長
- (4) 関係市町の総務担当部課長

2 前項に定める者のほか会長が特に必要と認めるときは、学識経験を有する者を委員とすることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議及び調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。